

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

## 地域密着型特別養護老人ホーム 花宝

### 重要事項説明書

#### 1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛心会
- (2) 法人所在地 徳島県小松島市中田町新開58
- (3) 電話番号 0885-32-2277
- (4) 代表者氏名 理事長 榊田 勝仁
- (5) 設立年月 昭和54年6月11日

#### 2. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業所

- (1) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 花宝  
令和6年4月1日 指定更新 3690400183号
- (2) 施設の所在地 阿南市中林町蟹田1番地2
- (3) 電話番号 0884-23-2121
- (4) 管理者 堀 美幸
- (5) 開設年月 平成30年4月1日
- (6) 入居定員 3ユニット 29人 (渚:9名)(茜:10名)(桜:10名)

#### 3. 事業の目的

社会福祉法人愛心会が開設する、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所「地域密着型特別養護老人ホーム花宝」(以下『事業所』という)が行う、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業(以下『事業』という)の適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や看護、介護従事者、その他の職員が要介護状態にある入所者に対し、適切な事業を提供することを目的とします。

#### 4. 運営方針

地域密着型施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援や相談、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、安心、安全で清潔な生活と人格を尊重した尊厳のある生活を営むために入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目指すものであり、入所者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な体制を整備し、明るく家庭的な雰囲気の下、常に入所者の立場を考えたサービスを提供するように努めます。また、地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の介護サービス事業者、保険医療機関や福祉サービス提供者との綿密な連携に努め、常にその運営の向上に努めます。

## 5. 施設の概要・設備

- (1) 建物の構造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建て
- (2) 建物の延べ床面積・1759.08㎡
- (3) 全室個室・居室面積 11～12㎡  
介護ベッド一式、衣類収納チェスト、ナースコール、エアコン
- (4) 食堂兼娯楽室・ユニット毎に1室
- (5) 浴室・一般浴槽・車椅子特殊浴槽・特殊機械浴槽

## 6. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者 医師 生活相談員 介護支援専門員 ユニットリーダー 介護職員  
看護職員 機能訓練指導員 栄養士(管理栄養士) 調理員 事務員 その他職員

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	
1. 介護支援専門員	日勤	8:30～17:30
2. 介護職員 生活相談員	早出	7:00～16:00
	日勤	8:30～17:30
	準遅出	9:00～18:00
	遅出	10:00～19:00
	夜勤	16:00～ 9:00
3. 看護職員	日勤	8:30～17:30
4. 栄養士(管理栄養士) 調理員	日勤	8:00～17:00
	早出	6:00～15:00
	遅出	10:00～19:00

## 7. 利用料

介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合を基に、介護サービス費の費用徴収を行います。

### (1) 基本料金(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)

1日あたり	1単位=10円 利用者負担割合1～3割		
要介護1 682単位	1割・682円	2割・1364円	3割・2046円
要介護2 753単位	1割・753円	2割・1506円	3割・2259円
要介護3 828単位	1割・828円	2割・1656円	3割・2484円
要介護4 901単位	1割・901円	2割・1802円	3割・2703円
要介護5 971単位	1割・971円	2割・1942円	3割・2913円

(2) 食事代(食材料費+調理費) ※必要な申請を行えば、所得に応じて軽減される場合があります。

1日あたり 1,500円(朝食400円 昼食650円 夕食450円)

(3) 居住費(居室代) ※必要な申請を行えば、所得に応じて軽減される場合があります。

1日あたり 2180円

	負担段階				基準費用額 (第4段階)
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食事代	300円	390円	650円	1,360円	1,500円
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,180円

(4) 各種加算 1単位=10円 利用者負担割合1~3割

- サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日
- 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
- 初期加算 30単位/日(入所後30日)
- 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(3月に1回)
- 施設外泊時費用 246単位/日(1月に連続する6日)
- 協力医療機関連携加算 50単位/月
- 退所時情報提供加算 250単位/回
- 退所時栄養情報連携加算 70単位/回
- 新興感染症等施設療養費 240単位/日(1か月に1回5日を限度)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×136/1000(1月あたり)

(5) その他の介護保険報酬外の費用

- 施設管理費(教養娯楽費・コピー代・通信費・居室電気代等) 1日 350円+税
- 医療費(訪問診療費・受診時費用・薬剤調剤代・予防接種費用等) 実費
- 訪問歯科診療費 実費
- 個人使用日常生活消耗品・嗜好品購入費 実費
- その他(行事への参加費・外食費・理美容代等) 実費

## 8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、入所者から聴取、確認します。
- (3) 入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- (4) 入所者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入所者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

## 9. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 身上(住所、氏名、連絡先等)に変更があったときには、必ず事業者へ届け出をしてください。
  - (2) 外出、外泊をされる場合、外出先、外泊先、要件、帰着の時間等を届け出書に記載し職員に申し出て下さい。(感染症流行時は制限させていただきます。)
- また食事を中止される方は、各食事の時間の3時間前までにお知らせください。連絡がない場合は、食事代を請求させていただきます。\* 食事時間・・・朝食7時20分 昼食 11時30分 夕食17時
- (3) 面会をされるときは、事前にご連絡をお願いします。面会簿等に記入をお願いします。  
面会は14:00より16:00までの間にお願いします。面会についての注意事項を厳守してください。  
新型コロナウイルス等の感染症の流行状況に応じて面会を制限させていただく場合があります。
  - (4) 居室内にマッチ、ライター等の火気やナイフ、はさみ、カミソリ等の刃物の持ち込みは禁止しています。
  - (5) 他の入所者様とのけんかや口論、暴行、中傷、その他の粗暴な言動及び行動は禁止しています。  
また、他の入所者様の居室にみだりに立ち入る事は、トラブルの原因となる為、禁止しています。
  - (6) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に設備や器物、備品の破損をしないでください。また、事業所の備品等を居室に許可なく持ち込まないでください。故意に、またはわずかに注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
  - (7) 食中毒や感染症の予防のため、飲食物の差し入れは必ず職員に声をかけてください。生ものの持ち込みと飲酒、喫煙は原則禁止しています。
  - (8) ホーム内で金銭や物の貸し借り、売買等はしないでください。
  - (9) 居室内に持ち込まれた現金や私物については、万一、紛失や盗難等の事態が発生しても事業所は対応できません。良識のある判断をお願いします。
  - (10) 日課を守り、できるだけ規則正しい生活をするよう心がけましょう。
  - (11) 職員の指導の下、保健衛生に充分注意し健康的な生活をしましょう。
  - (12) 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

## 10. 医療・協力医療機関等

入所中の医療の提供について医療行為を必要とする場合は、希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

※但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

内科・・・徳島ロイヤル病院 小松島市中田町字新開48番地 TEL:0885-32-8833

歯科・・・岩浅歯科医院 阿南市日開野町西居内 426-2 TEL:0884-23-1885

・通院や入退院時の送迎 : 協力医療機関への通院や入退院時の送迎は、原則事業所で行います。場合によっては、ご家族等のご協力をお願いすることがあります。協力医療機関以外の病院での受診対応は家族で責任を持ってお願いします。

・入院時の対応 : 入院中の対応は、ご家族等をお願いします。

・入退院手続き等は、ご家族様に行っていただきます。

## 11. 緊急時における対処方法

入所中に緊急事態が発生した場合、職員は管理者、看護師に報告し、受診が必要な場合は、家族、協力医療機関への連絡を行い、救急車等の出動を要請し協力医療機関、かかりつけ医、救急病院での診療を依頼することがあります。

## 12. 事故発生時

事故が発生した場合は、市町村、家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに入所者の安全と健康を守るために再発防止のための記録作成、検討、業務形態・環境状態の改善等の措置を講じます。

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但しその損害の発生について、入所者に故意にまたは過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

○保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

○保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 13. 非常災害対策

(1) 災害時の対応…自衛消防組織・地域消防署の協力により緊急対応します。

(2) 防災設備…スプリンクラー・非常火災通報設備・館内消火栓

(3) 防火責任者…管理者 堀 美幸

(4) 定期的な避難、救出訓練…年2回・夜間想定を含む

(5) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対応するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への連絡や通報の仕方について職員に周知をします。

## 14. 福祉サービス第三者評価

未実施

## 15. サービスの概要

### (1) 食事

① 当施設では、管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養状態並びに入所者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

② 入所者の自立支援の為、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

### (2) 入浴

一週間に2回以上入浴していただいています。但し、体調に応じて清拭となる場合があります。

### (3) 排泄

排泄の自立を促す為、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### (4) 機能訓練

心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能を維持する為の生活リハビリを実施します。

### (5) 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。受診、服薬管理等必要な対応を行います。

## (6) その他の自立への支援

寝たきり防止の為、積極的な離床に配慮します。また清潔な生活のため適切な整容援助を行います。

## (7) レクリエーション

外出、季節行事等を新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行状況を見ながら実施しています。

## 16. 契約

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

(1) 入所対象者は、原則要介護3以上の方です。入所後に要介護認定者でなくなった場合は、契約を終了し退所して頂く場合があります。

(2) 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

(3) 施設の減失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合

(4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(5) 入所者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)

入所者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、以下の場合入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。

(ア) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

(イ) 入所者が入院された場合

(ウ) 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

(エ) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

(オ) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(カ) 他の利用者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(6) 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)

事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設より退所していただくことがあります。

(ア) 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(イ) 入所者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(ウ) 入所者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合

(エ) 入所者が体調不良等により、適切な病院に入院する必要があると医師が判断した場合。

(7) 入所者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

(ア) 検査入院等、短期入院の場合

短期の入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所

定の利用料金をご負担いただきます。本人様の状態が施設での生活が困難と思われる場合は、退所を提案することがあります。

(イ) 入院期間中の利用料金

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。(介護保険給付 福祉施設外泊時費用1日246単位 6日限度)

また、入院期間が6日以上になる場合は、居住費については実費をご負担いただきます。

(ウ) 円滑な退所の為の援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助を行います。

○適切な病院もしくは介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 17. 秘密保持

- (1) 当事業所とその職員は、業務上知り得た入所者または、身元引受人もしくはその家族等に関する秘密や個人情報等を正当な理由なく契約中および契約終了後に第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供及び情報の収集については、当施設は入所者または、身元引受人から同意を得たうえで行うこととします。
- (2) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報の提供、あるいは、適切な療養のための医療機関への情報の提供。
- (3) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。なお、この場合、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (4) 介護保険給付の各種加算要件の確認のため、必要な入所者の個人情報を各関係機関から収集することがあります。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

## 18. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き 身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- (1) 当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- (2) サービス提供に当たり、入所者様または他の入所者様の生命 または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入所者様及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- (4) 当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- (5) 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 19. 感染症対策

- (1) 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業

者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。

(3)以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 20. 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21. 運営推進会議の設置

事業者は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

・構成:利用者代表、利用者ご家族代表、阿南市市役所職員、地域包括支援センター職員等

・開催:隔月で開催

・会議録:内容・評価・要望・助言等について記録作成

## 22. 苦情の受付について

### (1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当:管理者 堀 美幸 )

○受付時間 9:00~17:00

○電話番号 0884-23-2121

### (2)その他の苦情相談窓口

○阿南市保険福祉部 介護保険課

TEL 0884-22-1793

○徳島県保健福祉部 長寿いきがい課 施設サービス指導担当

TEL 088-621-2159

○徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 088-665-7205

FAX 088-666-0228

○徳島県運営適正化委員会

TEL 088-611-9988

FAX 088-611-9995

附則

令和6年4月1日	改訂	(介護保険法改正)
令和6年6月1日	改訂	(加算変更)
令和6年8月1日	改訂	(負担限度額変更)
令和6年11月11日	改訂	(16条(7)文言変更)
令和7年5月1日	改訂	(加算変更)

地域密着型特別養護老人ホーム 花宝の利用開始にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

説明者

職名 地域密着型特別養護老人ホーム 花宝 管理者

氏名 堀 美幸 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意をいたしました。

令和 年 月 日

入所者住所

---

氏 名 印

---

入所者家族等住所

---

氏 名 印（続柄）

---